

資料2-2

令和6年度調達改善の取組に関する点検結果

(案)

令和7年10月3日

行政改革推進会議

目 次

<u>1 はじめに</u>	1
<u>2 令和6年度調達改善計画の実施状況</u>	1
(1) 調達改善計画の策定状況	1
ア 共通的な取組	1
イ 重点的な取組	2
ウ 取組の難易度、目標達成予定時期の設定	2
(2) 令和6年度末の各府省庁における自己評価の実施状況	2
ア 取組の進捗度	2
イ 明らかとなった課題・今後の計画に反映すべき事項	2
ウ 外部有識者からの意見聴取	2
<u>3 調達改善の取組の具体的な実施状況</u>	3
(1) 競争入札の改善	4
ア 競争入札の改善に向けた審査・管理	4
イ 一者応札等の要因分析	5
ウ 競争参加者増加のための取組	5
エ 情報システム調達の改善	6
(2) 隨意契約の改善	7
ア 競争性の向上のための取組	8
イ より適正な価格での調達	8
ウ 少額随意契約の改善	8
(3) 調達の公正性、透明性等の確保	9
ア 総合評価落札方式の適正な実施	9
イ 企画競争の適正な実施	9
(4) 調達の合理化	10
ア 共同調達・一括調達	10
イ 電力調達	11
(5) 調達事務のデジタル化	11
(6) 調達改善に資する情報共有等	13
ア 調達改善に資する研修等	13
イ 地方支分部局等における共同調達の推進に向けた連絡会	13
ウ 行政改革推進本部事務局による実践的ノウハウ等の情報共有	13

4 有識者グループ構成員からの主な指摘 · · · · · 14

5 今後の取組 · · · · · 15

別添

別添 1 国の調達に係る契約金額（令和6年度）	18
別添 2 国の調達に係る契約種別	21
別添 3 国の調達に係る応札状況	23
別添 4 各府省庁における調達改善の主な取組（令和6年度）	25

1 はじめに

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることが不可欠である。

このため、行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）は、平成25年4月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしている。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、速やかに、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図る。

今般、各府省庁において、令和6年度調達改善計画の年度末自己評価が実施されたことを受け、行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果について、EBPM・歳出改革等有識者グループ構成員（以下「有識者グループ構成員」という。）（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。

※ 石田 恵美 弁護士、公認会計士（BACeLL 法律会計事務所）
川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社 代表取締役
瀧川 哲也 ポストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター＆パートナー
堀川 義一 株式会社リサリティ 代表取締役

2 令和6年度調達改善計画の実施状況

（1）調達改善計画の策定状況

各府省庁は、令和6年度調達改善計画について、同年度の開始までに策定、公表している。

ア 共通的な取組

令和6年度調達改善計画においては、全府省庁が共通で推進する取組を①調達改善に向けた審査・管理の充実、②調達事務のデジタル化の推進とした。

イ 重点的な取組

各府省庁は、自府省庁が調達する財・サービスの特性や調達の課題を踏まえ、契約金額の多寡や改善効果を勘案した上で、改善に取り組む分野・内容をそれぞれの調達改善推進体制において検討し、随意契約の改善、情報システム調達の改善、総合評価落札方式及び企画競争の適正な実施等を重点的な取組として設定している。

ウ 取組の難易度、目標達成予定期の設定

各府省庁は、取組の項目ごとに難易度を設定しているほか、計画内容に応じて適切な目標や期限を設定している。また、取組の効果を把握した上で、当該取組の継続の必要性や新たな取組の検討を行っている。

(2) 令和6年度末の各府省庁における自己評価の実施状況

各府省庁は、令和6年度調達改善計画に基づいて実施した取組の進捗度、課題等を分析し、自己評価した結果を、令和7年7月までに公表している。また、自己評価に関して、外部有識者から意見を聴取している。

ア 取組の進捗度

各府省庁の取組の進捗度はおおむね「A」（計画に記載した内容をおおむね実施）となっており、総じて順調に進んでいる。

イ 明らかとなった課題・今後の計画に反映すべき事項

取組の実施結果を踏まえた具体的な課題や対応策を記載している府省庁が複数見られた一方で、具体的な記載をしていない府省庁も複数見られた。

各府省庁は、可能な限り個別案件に基づき具体的に記載するなど、取組の進捗等を分かりやすく表現することにより、これらの項目を分析・評価し、P D C Aサイクルを効果的に回していくことが求められる。

ウ 外部有識者からの意見聴取

各府省庁は、個々の取組について外部有識者から具体的な意見を聴取している。

例えば、契約監視委員会等の第三者委員会の構成員として各府省庁の契約実務を熟知している有識者から意見を聴取して、各府省庁で課題となっている特定の調達品目や契約方式について工夫する事例が見られた。

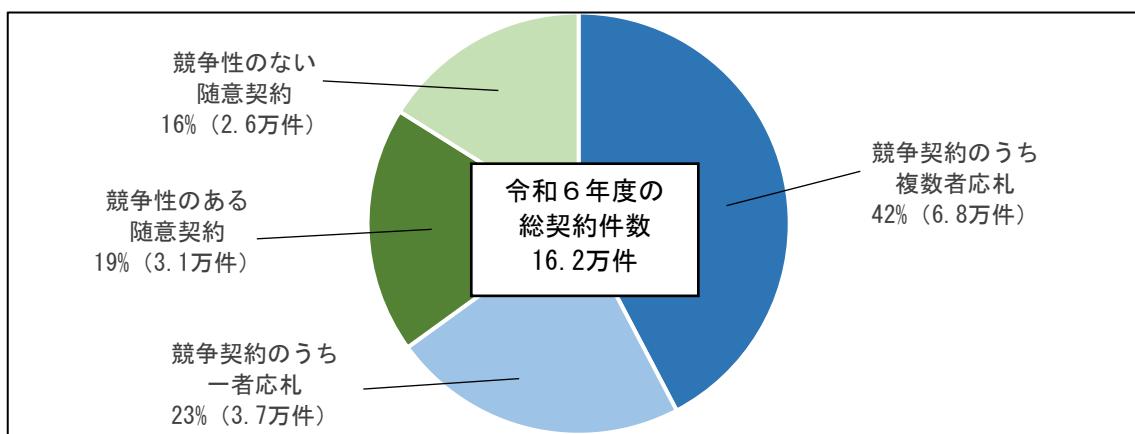
各府省庁は、引き続き、可能な限り、具体的に意見を聴取して、その内容を今後の調達改善にいかしていくことが求められる。

3 調達改善の取組の具体的な実施状況

国の調達に係る契約金額の総額は約 15.4 兆円となっている。そのうち地方支分部局等における契約金額の総額は約 7.1 兆円となっており、国全体の契約金額の 5 割程度となっている（府省庁別の状況等については、別添 1 参照）。

また、国の調達に係る契約の総件数は約 16.2 万件であり、このうち競争契約が約 6 割、随意契約が約 4 割となっている。競争契約のうち、一者応札となったものは、近年、契約全体の 2 割程度で推移している。また、随意契約のうち、競争性のない随意契約¹も、近年、契約全体の 2 割程度で推移している（図表参照）。

図表：国の調達に係る契約状況（件数ベース）



	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 金 額 ²	9.6兆円	15.0兆円	15.4兆円
総 件 数	14.5万件	14.8万件	16.2万件
内訳 (割合)	競争契約のうち複数者応札	43%	40%
	競争契約のうち一者応札	22%	23%
	競争性のある随意契約	18%	20%
	競争性のない随意契約	18%	17%

注：金額及び件数は各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約等を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

出典：内閣官房調査

¹ 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③入札に付しても入札者がない又は再度の入札をしても落札者がないため随意契約が締結されたもの、④少額のもの

² 令和5年度及び同6年度の契約金額の増加分には防衛力整備計画等に基づく防衛省の増加分を含む。

各府省庁における調達改善に向けた取組の実施状況は以下のとおりである。

（1）競争入札の改善

国の契約は、原則として、競争に付さなければならぬとされている³。競争入札における応札者数は、その時々の経済情勢や市場の需給状況等、様々な要素により左右される。しかしながら、入札者や落札者がいない場合に加え、同種の入札に一者応札が続く場合、特に、同一事業者が受注を繰り返す場合には、競争原理が働くことによる調達価格の高止まりが生じる懸念がある。また、当該事業者の事業撤退などにより調達そのものが困難となるリスクにも留意する必要がある。このため、各府省庁は、一者応札や不落・不調（以下「一者応札等」という。）となった案件について要因の把握と分析に努め、受注可能な事業者の調査や新規参入者への情報発信など、競争参加者の増加を図る取組を継続的に実施することにより、競争性の確保・改善を図ることが重要である。

ア 競争入札の改善に向けた審査・管理

各府省庁においては、競争入札について、調達ごとの特性、経緯等に応じた対応を行う必要性があることから、個別案件の事前・事後審査等の管理体制を整備して、その充実を図っている。

複数の府省庁においては、入札前、契約前、事後等多段階にわたる審査プロセスを構築した上で、各段階において一者応札等の改善項目をまとめたチェックリストを活用している。また、重点的な審査等の対象となる一者応札等の案件について、個別案件ごとにその要因分析、改善策等を記載した一覧表を作成しており、要因の傾向等を把握して有効な改善策を検討している。当該一覧表は、契約監視委員会等の参考資料や事業者への情報提供等のための公表資料としても活用されている。

各府省庁は、一者応札等が複数回継続する案件の審査・管理の強化のため、契約監視委員会等やデジタル統括アドバイザー⁴からの指摘を次回調達に反映させるなど外部有識者の知見を活用している。複数の府省庁においては、契約監視委員会等からの指摘を踏まえた改善策やその成果を改めて同委員会等に再報告するプロセスの構築が行われている。

また、各府省庁では、このような取組により成果があった改善事例等を取りまとめ、調達改善の手引を独自に作成し、自府省庁内で配布するなど

³ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項等参照

⁴ 「デジタル統括アドバイザー」は、各府省庁のデジタル統括責任者等に対する技術的・専門的観点からの支援・助言等を行い、各府省庁における IT ガバナンスの強化の支援・助言等を行う。令和 3 年 9 月以降は、各府省庁は「デジタル統括アドバイザー」を設置することができるとされている（「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成 26 年 12 月 3 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（令和 7 年 5 月 27 日デジタル社会推進会議幹事会決定により最終改定））参照）。

様々な方法により組織全体に情報共有することによって、取組の定着を図っている。

一方、特殊な技術、品質が求められる調達等であり、そもそも特定の一人以外においては履行し得ない案件は、競争入札を実施しても一者応札等を繰り返すこととなる。このような場合、外部有識者等の第三者による審査を行うなど慎重な検討を経た上で、随意契約に係る見積根拠の精査等を行うことが合理的なこともある。複数の府省庁においては、調達に必要な技術や設備等を明示した上で参加者を公募するなどして、改めて特定の者だけが業務を履行し得ることが確認された場合には随意契約によることとして、見積根拠の精査等（取組の詳細は（2）イ参照）を実施している。

そのほか、多くの府省庁においては、複数の事業者から調達時に見積書を取得することやインターネット検索による市場価格の検証、物価資料等を活用することにより、最新の市場動向の把握に努めている。その上で、原材料費や人件費の上昇等を踏まえた実勢価格を予定価格に適正に反映させている。また、必要に応じて履行期間を長めに設定することなどにより、経済社会情勢が変化する中においても、競争性を確保しつつ、適正な価格での調達を行う取組が行われている。さらに、複数の府省庁においては、不落・不調となった場合においても、その要因や実勢価格を調査し、改めて予定価格や履行期間等を検討した上で再公告を行うことにより、必要な調達を適正な価格で確実に実施するための取組も行われている。

イ 一者応札等の要因分析

各府省庁は、入札説明会に参加したもののが応札しなかった事業者等に対するアンケート調査やヒアリングで把握した一者応札等の要因等を踏まえ、十分な公告期間・履行期間の確保や仕様書の見直しなどの改善を実施している。

ウ 競争参加者増加のための取組

複数の府省庁においては、受注可能な事業者を把握するため、過去に他府省庁等からの受注実績を有する事業者や再委託事業者を確認することや、事業者団体のウェブサイト等の様々な情報源を活用することなどにより幅広く調査して、その結果を事業者に対する積極的な情報提供に活用している。

また、各府省庁は、事業者への情報発信を幅広く行うため、政府電子調

達システム⁵を活用して、「調達ポータル」サイト⁶に調達情報を登録するなどの取組も実施している。

そのほか、中小・スタートアップ企業等も含めた新規の競争参加者を幅広く募るため、技術力のある中小企業等が有する競争参加資格の等級に関わらず入札参加を可能とする取組や、総合評価落札方式において原則として実績要件を設定しないこととする取組も複数見られた。

エ 情報システム調達の改善

情報システムについては、デジタル庁が、国の行政機関が行う情報システムの整備・管理に関する行政各部の事業の統括・監理、同事業に必要な予算の一括要求・確保、同事業の全部又は一部を自ら執行することなどとされている⁷。デジタル庁においては、同庁自らが実施する情報システム調達の改善を進めるとともに、各府省庁においては、引き続き自ら実施する情報システム調達について、デジタル庁と連携しながら対応している⁸。

各府省庁は、ベンダーロックイン⁹を回避するために、デジタル統括アドバイザーの助言を得るなどして、情報システムの要件定義の明確化や、従来の受注者等、特定の事業者に有利な仕様内容とならないようにしていくほか、事業者からの意見等の収集・反映、参加者要件・調達単位の見直し、ベンダーロックイン防止目的のチェックリストを用いた調達事務各段階における確認、事業者に対する積極的な情報提供などに取り組むことにより、競争性を高めている。また、情報システムに関する高度な知識と豊富な経験を有する職員の知見を活用して、システムエンジニア等の単価や過去の実績を踏まえた工数による予定価格の妥当性を評価している。

⁵ 「政府電子調達システム（Government Electronic Procurement System: G E P S）」とは、「調達業務の業務・システム最適化計画」（平成 21 年 8 月 28 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定。平成 23 年 7 月 15 日改定）に基づき構築された府省庁共通システム。平成 26 年 3 月から運用が開始されており、国の行政機関等が利用している。

⁶ 統一参加資格申請・調達情報提供サイト及び政府電子調達システム（G E P S）を調達ポータルから利用することで、調達案件の検索、電子入札・契約、少額物品の販売等の一連の手続をオンラインで行うことができるウェブサイト。

⁷ デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 36 号）第 4 条第 2 項等参照

⁸ デジタル庁においては、デジタル庁情報システム調達改革検討会最終報告書（令和 5 年 3 月 10 日公表）において、「①機動的・柔軟な調達手続きの改善」（アジャイル開発の導入ガイドの整備等）、「②システム調達における発注者側の能力向上」（調達相談窓口の設置等）、「③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大」（デジタルマーケットプレイス導入等）、「④ベンダーロックインの排除」（一者応札の調査・分析等）、「⑤内部統制等による透明性の確保」（契約監視委員会等による積極的な助言・支援等）等の施策が提言され、順次、各施策の実施に向けて取組が推進されている。デジタルマーケットプレイスは、多様なベンダーがクラウドソフトウェアを登録し、その中から行政機関が必要なサービスを検索・選定し、簡易的に調達できるようにするための、デジタル庁が運営する調達プラットフォームであり、令和 7 年 3 月から運用を開始している。

⁹ 「ベンダーロックイン」とは、ソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンス等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態のことという。

＜競争入札の改善等の取組例＞

- 法務省は、前回の調達において一者応札となった案件の調達に当たり、個別にその要因分析などを行った上で、競争参加資格の弾力的な運用、仕様の見直し、公告期間の十分な確保、調達に関する情報提供の充実、事業者等に対するヒアリングなどの取組を実施した結果、前回契約時に一者応札となっていた案件のうち 166 件が複数者応札となり、費用比較が可能な 65 件で、合計 2 億 1,317 万円の削減効果があった。また、同様の取組を行った結果、当初調達時に不落・不調となっていた案件のうち、79 件について一般競争入札により不落・不調が解消され、前回契約との費用比較が可能な 24 件で、合計 1 億 7,331 万円の削減効果があった。
- 厚生労働省は、外部有識者等で構成される公共調達委員会による一般競争入札等を対象とする事前審査や、外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会による一者応札となった案件等を対象とする事後審査における指摘事項を調達に反映させることにより、一者応札が 54 件（本省分 42 件、本省以外の部局分 12 件）解消し、約 8 億 5,100 万円（本省分約 6 億 6,200 万円、本省以外の部局分約 1 億 8,900 万円）の削減効果があった。
- デジタル庁は、情報システムに関する調達においてベンダーロックインとなることを防止するためのチェックリストを整備し、調達事務の各段階において都度確認することによって、その防止を図っている。チェックリストは、製品等の汎用性や調達単位の合理性など特定の事業者の優位性を排除する観点、前回受注した事業者からの引継ぎ事項の記載など新規事業者の参加を容易にするための配慮、入札条件等の緩和、前回契約の納品成果物の閲覧を可能とするなどの積極的な情報開示等についての対応状況を確認する内容となっている。
※ デジタル庁における取組は、他府省庁が情報システムに関する調達を行う際にベンダーロックイン防止を図る取組の参考になると考えられることから、優良取組事例に選定する。
- 財務省は、情報システムに関する調達において、契約専門官が 132 件の案件について予定価格の積算過程の検証を実施し、デジタル統括責任者補佐官が 79 件の案件について調達仕様書の審査を実施した。

※その他の競争入札の改善の主な取組例は、別添 4 参照。

（2）随意契約の改善

国の契約において、随意契約は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に採用される契約方式とされている¹⁰。一般に、随意契約は、一定の能力、信用等が確実な者を特定し選定することができるという利点がある一方で、その運用を誤った場合には、契約の相手方が一部の者に偏ることや、調達価格の高止まりが生じるなどの懸念があることから、契約方式や調達価格について適正であるかどうか、十分に留意する必要がある。

このため、各府省庁は、随意契約によることとした場合は、経済性や公正

¹⁰ 会計法第 29 条の 3 第 4 項等参照

性等に留意した手続を実施するとともに、特に競争性のない随意契約によることとした場合には、その理由を明確にし、公告前にその妥当性等を審査することで適正な契約方式の適用に努めるほか、随意契約によることとした理由を公表することなどにより、競争性及び透明性を担保するものとされている¹¹。

ア 競争性の向上のための取組

各府省庁は、競争性のない随意契約が安易に締結されることのないように事前審査を行い、発注条件や仕様書を見直すなどして一般競争入札に移行する、あるいはこれが困難な場合も、企画競争や公募により競争性のある契約方式への移行を検討する取組などを実施している。

審査に当たって、より慎重な検討を行うため、複数の職員からなる会議体を設置している取組が複数見られた。また、特定の事業者との随意契約が継続している案件について、他の事業者に対しても積極的に情報発信するため、新規参入が可能である旨をウェブサイト上に継続的に掲載する取組も見られた。

競争性のある随意契約のうち一者応募となったものについては、競争入札と同様に、過去に他府省庁等からの受注実績を有する事業者や再委託事業者を確認して幅広く情報提供を行うなど、参加者増加のための取組を行う必要がある（競争入札の改善のための取組は（1）参照）。

イ より適正な価格での調達

複数の府省庁においては、随意契約によらざるを得ない場合においても、より適正な価格での調達を目指して、調達する財・サービスの価格の積算構造や価格動向等に関して情報収集を行いつつ、事業者から入手した見積りについて、物品価格、人件費、数量など見積根拠の精査を行っている。

見積根拠の精査に当たっては、精査の手続の透明性・公正性の確保の観点から、実施手続のルール化を進めることが適当であり、ノウハウのマニュアル化や改善事例の共有等の取組が複数見られた。

ウ 少額随意契約の改善

少額随意契約は、契約金額が少額なため、事務手続の簡素化の観点から随意契約の方式によることができるものとされているが、事務負担等も考慮しつつ、可能な範囲で一般競争入札に移行することや、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容、数量等を公示し、参加を希望する者から幅広く見積書の提出を募るオープンカウンター方式を導入するこ

¹¹ 「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）3（1）⑨により、各府省庁は、随意契約によることとした理由等を公表することとされている。

となどにより、透明性や競争性を確保する取組が複数見られた。

また、少額随意契約による調達に際して、インターネットを利用し、価格比較をした上でクレジットカード決済を活用するといった事務手続の効率化の取組も複数見られた。

〈随意契約の改善の取組例〉

- デジタル庁は、情報システムに係るプロポーザル型企画競争による調達を実施するに当たり、契約実績を有する事業者や再委託として業務実績のある事業者へも幅広く情報提供を行い、見積書の微取や入札参加を促すなどした結果、情報システムの改修・運用・保守業務契約において複数者の応募があり、受注事業者に変更があった。

※その他の随意契約の改善の取組例については、別添4参照。

（3）調達の公正性、透明性等の確保

調達改善の取組は、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性等を確保するとともに、情報公開の充実により国民への説明責任を十全に果たすことが必要である。特に、総合評価落札方式及び企画競争は、価格以外の要素を考慮する方式であるため、落札者等の選定過程等において、より公正な手続を定め、透明性の高い仕組みを構築することにより、適正な競争を担保する必要がある。

ア 総合評価落札方式の適正な実施

総合評価落札方式は、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式である。

研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式による一般競争入札を拡充することとされている。また、総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、総合評価の結果の公表を徹底するほか、評価方法の作成や落札者決定段階において学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講じるよう努めることとされている¹²。

イ 企画競争の適正な実施

企画競争は、契約相手方を選定する際に、複数の者に企画提案書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた企画提案書等を提出した者と随意契約を締結する方式である。

企画競争の実施に当たっては、競争に価格の要素が含まれないことから、それが真に適切かつやむを得ないと言えるか慎重な検討と審査が必要に

¹² 「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）

なる。また、総合評価落札方式の場合と同様に、評価方法の作成や契約相手方選定段階における第三者の意見の反映等、特定の者が有利とならないよう公正性や透明性に留意した手続を実施する必要がある。

複数の府省庁においては、総合評価落札方式や企画競争について公正性や透明性の確保に留意した内規の整備や、その遵守のための体制を確立するなどの取組が見られた。また、技術的要素等の審査において、統一的な判断を行えるように評価項目ごとに評価の基準を明確化している取組が見られた。さらに、審査の公正性を確保する観点から、特定の審査委員の評価結果が他の審査委員の評価結果と大きく異なる場合は、評価の判断をした理由などを検証する仕組みを定めている取組も見られた。

＜調達の公正性、透明性等の確保の取組例＞

- 防衛省は、調査研究案件について総合評価落札方式による調達を実施するに当たり、内容、実施方法及び実施体制に係る技術的要件の評価について詳細に項目を設定している。評価項目ごとに評価基準及び配点を具体的かつ分かりやすく設定した上で評価しており、評価結果案の適正性については、提案評価会議において審議することにより、厳正かつ公正な審査を行っている。

※その他の調達の公正性、透明性等の確保の取組例については、別添4参照。

（4）調達の合理化

費用対効果の高い調達を実現するためには、競争性及び経済性の観点から、その調達規模や地域要件が合理的なものとなっているか検討することが重要である。

ア 共同調達・一括調達

共同調達・一括調達¹³（以下「共同調達等」という。）は、スケールメリットの観点から有効な取組であるが、全体としてコスト削減効果を得るには、①スケールメリットが生じる調達規模の確保のみならず、②納入回数や配送先の集約等を通じた物品の配送やサービスの提供等に係るコストも重要となる。このため、参加官署数や対象品目数を増加させることのみを目的とせず、適正価格での調達の追求を目的として、参加官署や対象品目について組合せを検討することが必要である。

また、各府省庁は、共同調達等の効果や事務負担について、共同調達等

¹³ 本報告書において、「共同調達」とは、複数府省庁の官署において、一定地域内の官署に係る物品等の調達を行うこと、「一括調達」とは、同一府省庁内の複数官署において、物品・役務の調達を行うことをいう。

「一括調達の運用ルール」（平成21年1月16日各府省等申合せ（平成25年1月29日最終改定））等に基づく取組であり、同取組による効果としては、①スケールメリットの発現によるコスト削減、②競争性の向上、③契約事務の軽減がある。

の開始後においても、グループごとに定期的な検証を行い、手続を含めて調達が合理的なものとなっているか継続して確認することが重要である。

令和6年度においても、定期的な検証を行いつつ、共同調達等を実施する官署の増加や調達品目の拡大により、コストや事務負担の軽減を図った府省庁が複数見られた。

＜共同調達・一括調達の取組例＞

- 内閣府は、幹事官庁として、過去最多となる18品目について共同調達を実施し、参加官庁の事務負担を大幅に軽減した。

※共同調達・一括調達の取組例については、別添4参照

イ 電力調達

電力調達に関する取組については、電力小売の完全自由化を受けて、従来随意契約だったものを一般競争入札に移行するなどの取組が進められてきた。しかしながら、令和4年以降、国際的な資源価格の上昇に加え、円安の影響等により、エネルギー価格が高騰し、各府省庁では、一般競争入札を実施しても応札者がおらず、最終保障供給契約¹⁴による随意契約となった事例が複数見られた。

令和6年度においては、一般競争入札が成立する事例が増加するなど、電力市場は回復傾向にあるものの、地方支分部局等では依然として最終保障供給契約による随意契約となった事例が複数見られた。

今後も、電力市場の動向を注視していくとともに、再生可能エネルギー調達比率¹⁵に留意しつつ、競争参加者を増加させるための取組を進めていくことが重要である。

（5）調達事務のデジタル化

調達の実施に当たっては、公正性、透明性、競争性等を確保するとともに、事業者や発注者の負担軽減等に資するため、デジタル化を進めて、調達事務の効率化を図ることが重要である。

¹⁴ 最終保障供給契約とは、利用者がどの小売事業者からも電気の供給を受けられない場合、電気の供給を受けられなくなることのないよう、セーフティネットとして、一般送配電事業者により最終的な電気の供給を行う最終保障サービスの契約のことであり、電気事業法（昭和39年法律第170号）により義務付けられている。

¹⁵ 「政府がその事務及び事業に關し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定）において、「①2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。なお、この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。②2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由來の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。」旨が定められている。

このため、複数の府省庁において、契約監視委員会や入札説明会等をオンラインで開催するほか、事業者からの見積書や請書等を電子メールにより收受するなどの取組を実施している。

また、入札の実施、契約書の作成等については、政府が行う物品、役務等に係る一連の調達手続を電子的に行うことができる政府電子調達システム¹⁶によりオンライン化されている。同システムによる電子入札や電子契約については、デジタル庁を中心に各府省庁において、利用率の向上を図っている。具体的には、各府省庁は、同システムの利用について、実務者向けのマニュアルを作成し共有することや研修を実施するなどの様々な方法により組織全体に情報共有を行ったり、原則として電子入札・電子契約とする旨を入札説明書へ記載する取組や契約件数が多い事業者に個別に同システムの利用について声掛けをしたりするなどの取組を行っている。これらの取組により、令和6年度においては、地方支分部局等を含め、多くの府省庁において利用が促進されている。

そのほか、既存のアプリケーションを活用することにより調達事務で必要となる書類や電子メールの作成などの定型的な作業の自動化、A I技術を用いた仕様書の分析・整理など、業務を効率化する取組も複数見られた。

〈調達事務のデジタル化の取組例〉

- 厚生労働省は、大臣官房会計課長通知により電子調達を原則とすることとし、地方支分部局等については厚生局長会議や労働局長会議での周知も実施した。その結果、電子応札率は66.5%（前年度61.7%）、電子契約率は25.5%（同8.4%）といずれも前年度に比べて改善した。
- 農林水産省は、入札公告などの調達事務に係る連絡や承認手続について、電子メールによるやりとりを、省内アンケート作成・配布・集計用ソフトの活用やRPA（Robotics Process Automation）による自動化により、1件当たり約16分間要していた手続を約6分短縮し、業務を効率化している。
- デジタル庁は、既存の仕様書の電子データを一元的に保存して職員間で共有している。仕様書ごとに、設計開発・保守運用などの段階、アジャイルなどの開発手法、総合評価落札方式などの調達方式などのタグを付け、他の案件での活用を容易にしている。その際、A I技術を用いて自動でタグを付けることにより、事務の効率化を図っている。

※その他の調達事務のデジタル化の取組例については、別添4参照。

¹⁶ デジタル庁は、電子化による業務効率化、調達コストの削減の観点から、政府電子調達システムに少額物品調達業務（G E P Sマーケットプレイス）機能を追加し、令和7年3月から当該機能の運用を開始している。

（6）調達改善に資する情報共有等

各府省庁は、調達改善の取組について、研修を通じて共有するなど、様々な方法により組織全体に情報共有することにより、定着を図ることが重要である。

ア 調達改善に資する研修等

調達改善に資する研修等の取組については、研修実施のほか、調達改善に関する知識・スキルの効果的な習得のために、イントラネットや職員向けチャットツール等を活用している府省庁や、調達改善に関する知見の共有のために、内部監査の機会を活用している府省庁が複数見られた。

費用対効果の高い調達を実践できる人材を育成するため、例えば、情報システムに関しては、デジタル統括アドバイザー等の専門家を講師として、実務担当者を対象に、見積根拠の精査の手法や仕様書作成のノウハウ等について研修を行っている府省庁も複数見られた。また、調達改善の取組や成果を人事評価において適切に反映して、予算執行の効率化、実務担当者のコスト意識の醸成等を図っている府省庁も見られた。

イ 地方支分部局等における共同調達の推進に向けた連絡会

地方支分部局等においては、全国 10 の財務省財務局等を中心に、各地域における共同調達の推進に向けた連絡会が開催されている。連絡会においては、共同調達の成果を検証する中で、物価・人件費の上昇など調達環境の変化に対応するため、地域性を踏まえた共同調達の改善など、府省庁が連携して取り組むための議論が具体的に進められている¹⁷。連絡会は、共同調達に関する議論とともに、調達改善の取組の情報交換の場にもなっており、各地域における府省庁を越えた実務担当者間の地域の実情に応じたノウハウ共有の機会としても機能している。

ウ 行政改革推進本部事務局による実践的ノウハウ等の情報共有

行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）は、ノウハウ共有の一環として、調達実務担当者を対象とした地方支分部局等における共同調達の推進に向けた連絡会に参加¹⁸して、各府省庁における調達改善に関する取組事例や政府電子調達システムの利用促進に資する情報の共有や意見交換を実施したほか、財務省が開催する会計事務職員向けの研修で講師となり、調達改善の取組の紹介を行った。

¹⁷ ノウハウ共有の取組がより有効に機能するためには、可能な限り多くの関係者が参加した上で、それぞれの地域の実情に応じた情報が共有されることが重要となることから、事務局は、令和 6 年 5 月、各府省庁に対して、各地域の地方支分部局が連絡会に積極的に参加するよう依頼を行った。

¹⁸ 事務局は、令和 6 年 6 月に東海地区、同年 9 月に中国地区、同年 10 月に四国地区、同年 12 月に近畿地区で開催された連絡会に参加した。

また、各府省庁において地方支分部局等を含む実務担当者を対象として作成・活用している内規等や総合評価落札方式に関して取り組んでいる個別事例の情報のうち、他府省庁の参考となり得るものを事務局で収集・集約して、各府省庁が隨時に閲覧及びダウンロードできる電子掲示板に掲載したほか、一者応札改善の個別事例集等のコンテンツを充実させ、効率的・効果的な府省庁間のノウハウ共有を図った。

＜調達改善に資する情報共有等の取組例＞

- デジタル庁は、システム調達における発注者側の能力向上を図るために庁内職員向けの相談窓口を設置し、発注担当者からの要望や意見をマニュアルやひな形等へ反映するなどして調達手続環境を改善している。また、よくある質問・回答をQ & A形式に集約し、庁内へ共有している。

※その他の調達改善に資する情報共有等の取組例については、別添4参照。

4 有識者グループ構成員からの主な指摘

令和6年度ヒアリング等における調達改善の取組状況全般と今後の方向性についての有識者グループ構成員からの主な指摘は以下のとおりである。

- ・各府省庁の調達改善の取組においては、それぞれの課題への対応策を検討・実施して、それら対応策が確実に講じられているかをチェックするまでの一連のプロセスが組織的な仕組みとして定着ってきており、評価できる。引き続き、このような調達改善の取組を積み重ねていくことが重要である。
- ・一者応札や随意契約の改善に向けた取組は、各府省庁において相当程度進んできている一方で、地方支分部局を含む各現場における実情に即した熱意ある取組の浸透という意味では、更なる改善の余地がまだ残されているとともに、各府省庁における調達改善の取組状況には差異が見られるのではないかとも感じる。本府省庁会計担当部署からの指導等を通じて、各現場において調達改善の取組は浸透しつつあるが、引き続き、各府省庁は、更なる実効性を有する取組を続けていくこと、また、他府省庁の取組事例も参考にしつつ、組織全体に定着・浸透させるための取組を実施し、底上げを図ることが重要である。
- ・各府省庁において、調達改善の取組の成果を具体的な数字で示している事例が見られる。こうした成果を数字で示す取組は、調達改善の取組が効果的であることを裏付けるものとして有益であるため、今後とも、各府省庁は、取組による改善効果について、具体的な実績の数字を把握し、定量的な評価に努め、積

極的に情報発信していくことが重要である。

- ・調達事務のデジタル化の取組は、各府省庁において、政府電子調達システムの利用などが相当程度進んできているほか、複数の府省庁において、新たな技術の導入が見られる。他方、府省庁間で取組の内容や難易度、実績にはばらつきが見られる。このため、事務局が各府省庁に優良事例等を共有し、各府省庁が組織内に展開することによって、全ての府省庁の取組をより良くしていくことが重要である。
- ・事務局は、調達事務のデジタル化の取組について、入札前の準備、入札、契約締結、納品成果の確認、支払などの段階ごとに取組内容を把握し、整理・分類することによって、より各府省庁の参考となるようにしていくことが有効である。
- ・各府省庁の電子入札率は相当程度上昇してきており、電子契約も積極的に推進されている。他方、紙入札の事業者と電子入札の事業者が併存する場合には、両者に対応するための事務コストが必要となる。事務局は、入札から契約締結まで、電子のみで行われる完全なデジタル化という視点でフォローしていくことも重要である。
- ・情報システム調達において、要件定義と設計・開発を一体的に発注した方が効率的という考え方もあるが、要件定義を切り出し、設計・開発と分けて調達することによりベンダーロックインの回避を図った事例も見られた。事務局は、こうした事例を含め、適切な契約単位の検討に資する情報を共有していくことも重要である。
- ・事務局が行っている調達改善のノウハウを各府省庁に共有する仕組みについて、設置されてから期間が経過していない府省庁において、事務局が電子掲示板に掲載した他府省庁の取組に関する情報を参考にして、調達改善の取組をしっかりと行っている事例が見られた。こうした共有化の仕組みが有意義であることを示すものであり、引き続き、事務局は、共有する情報の更新を行いながら、仕組みを継続していくことが重要である。

5 今後の取組

各府省庁及び事務局は、令和6年度調達改善の取組に関するヒアリング等における有識者グループ構成員の具体的な指摘等を踏まえて、以下のとおり取組

を更に強化していくことが必要である。

【調達改善のための審査・管理】

- ・各府省庁は、改めて、組織内の調達改善の取組状況を確認するとともに、組織的に実施するために必要となる適切な体制を整備すること。
- ・また、調達改善の取組を地方支分部局も含めた組織的な仕組みとして定着・浸透させるため、引き続き、定量的な効果や他府省庁の取組事例を把握しつつ、P D C Aの取組を着実に実施し、調達改善の取組の水準向上に取り組むこと。
- ・各府省庁は、企画競争による調達を行う場合、公正性や透明性の確保のみならず、一者応募の改善等の取組を実施し、競争性を確保すること。
- ・また、競争参加者拡大の観点から企画競争を活用する場合は、競争に価格の要素が含まれないことに留意し、調達後においても品質の確保、価格の妥当性や競争参加者の増加など適正な効果が表れているか検証すること。
- ・各府省庁は、不落・不調となった案件について再公告を行う場合、適正な予定価格を設定し、競争性を確保すること。
- ・事務局は、各府省庁における審査・管理の状況も含め、調達改善に関するP D C Aの実施状況について確認すること。

【調達の公正性、透明性等】

- ・各府省庁は、新規競争参加者の参入促進の取組も含め、総合評価落札方式や企画競争、公募等により調達を行う場合、公正性、透明性等の確保の観点も考慮して、内規の整備や、その遵守のための体制を確立するなどの取組を実施すること。
- ・事務局は、各府省庁の取組状況を確認するとともに、総合評価落札方式や企画競争、公募等による調達の公正性、透明性等を確保している優良事例等の情報共有を行うなどして各府省庁の取組の促進を図ること。

【調達事務のデジタル化】

- ・各府省庁は、「デジタル完結・自動化原則」¹⁹を踏まえて調達事務のデジタル化を推進し、行政サービス維持の観点からも、事業者及び発注者の負担軽減等のために、新たな技術の導入も検討の上、事務の効率化を図るとともに、競争性の確保・改善の取組を推進すること。
- ・特に、政府電子調達システムによる電子入札や電子契約については、各府省庁において、政府電子調達システムの利用状況を確認し、地方支分部局を含め、利用率の向上を図ること。

¹⁹ 「デジタル完結・自動化原則」とは、デジタル臨時行政調査会において提示された、今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底すべき5つの原則のうちの1つであり、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現することとされている。

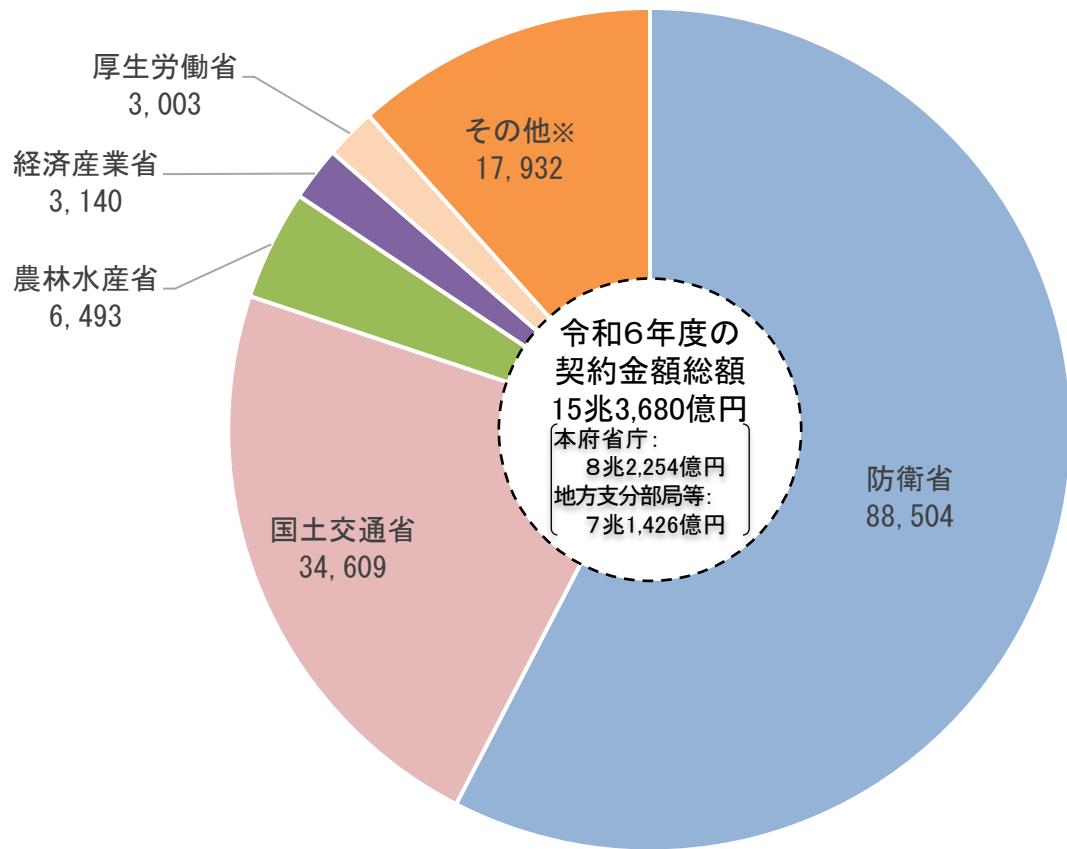
- ・事務局は、各府省庁における調達事務のデジタル化の取組状況を確認し、有効なノウハウやデータの収集・共有を図っていくこと。

【実践的ノウハウ等の情報共有】

- ・事務局は、調達改善の取組の推進に資する情報やノウハウを収集・整理し、各府省庁に対して、勉強会や電子掲示板等を活用して分かりやすく共有し、その活用状況の把握に努めつつ、取組の定着を継続的に支援していくこと。

国の調達に係る契約金額(令和6年度)

(単位:億円)



※その他(内訳)

内閣官房等	2,983	警察庁	599	金融庁	34
財務省	2,701	最高裁判所	568	個人情報保護委員会	31
環境省	2,637	こども家庭庁	139	カジノ管理委員会	26
法務省	2,507	国立国会図書館	136	消費者庁	16
デジタル庁	1,788	宮内庁	90	人事院	11
総務省	1,382	復興庁	80	公正取引委員会	11
文部科学省	1,182	衆議院事務局	60	会計検査院	7
外務省	892	参議院事務局	51		

注1 契約金額:令和6年度に締結した支出原因契約(少額随意契約等を除く。)。

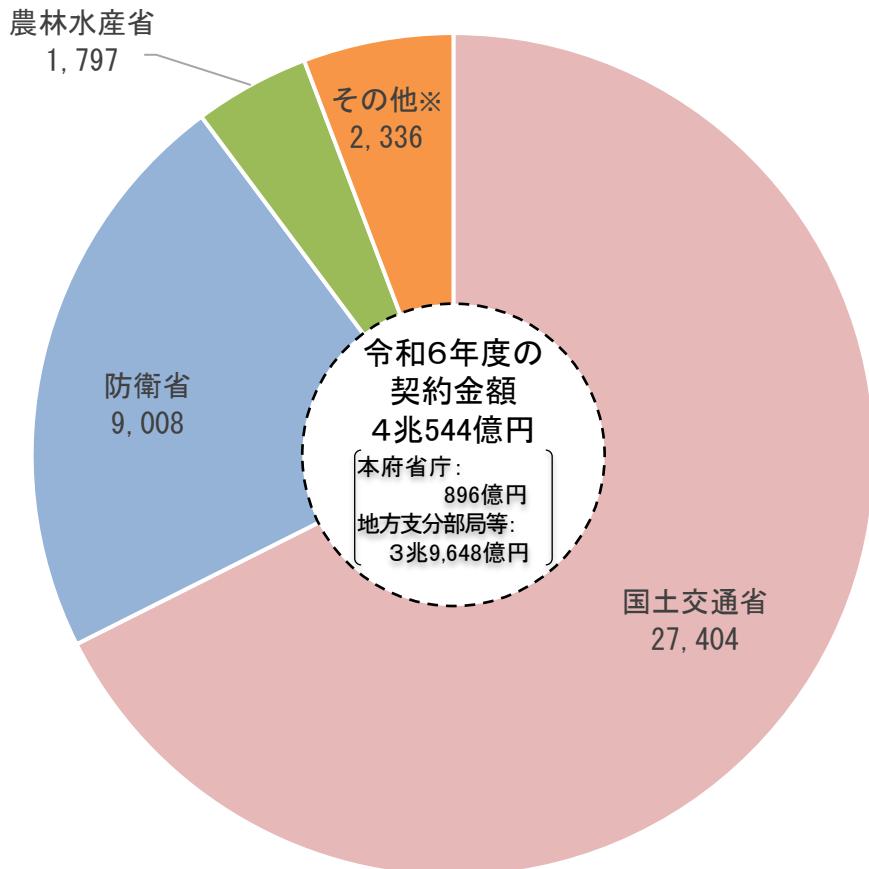
なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 内閣官房等:内閣官房、内閣法制局及び内閣府本府。以下、別添において同じ。

※令和7年9月末時点での各府省庁からの報告に基づいて内閣官房が作成

(単位:億円)

公共工事等



※その他(内訳)

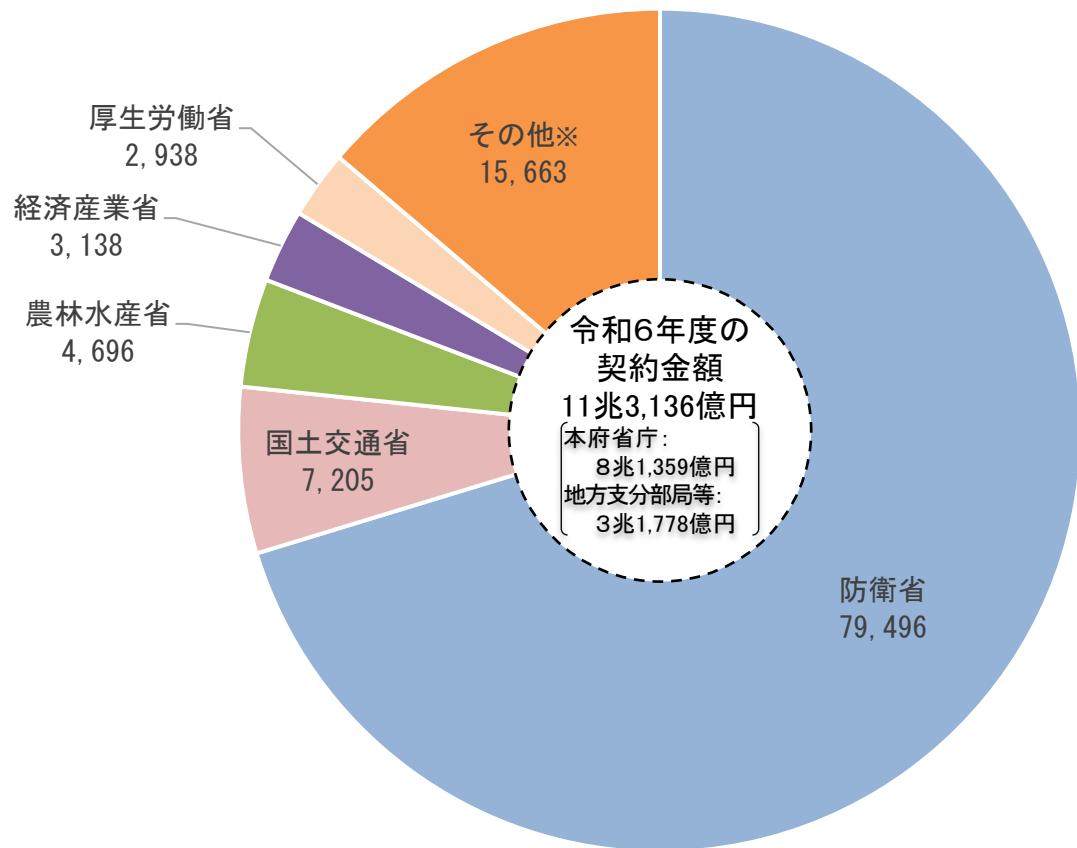
環境省	987	外務省	39
内閣官房等	564	衆議院事務局	10
財務省	187	参議院事務局	9
法務省	159	国立国会図書館	8
最高裁判所	122	デジタル庁	3
警察庁	107	経済産業省	2
宮内庁	70	文部科学省	2
厚生労働省	65	こども家庭庁	1

注3 端数処理(単位未満四捨五入)の結果、契約金額が「0」となる復興庁、人事院、会計検査院及び総務省は記載省略。

注4 公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁及び消費者庁は、実績なし。

(単位:億円)

物品役務等



※その他(内訳)

財務省	2,514	警察庁	492	個人情報保護委員会	31
内閣官房等	2,419	最高裁判所	447	カジノ管理委員会	26
法務省	2,348	こども家庭庁	137	宮内庁	20
デジタル庁	1,785	国立国会図書館	129	消費者庁	16
環境省	1,650	復興庁	79	人事院	11
総務省	1,382	衆議院事務局	50	公正取引委員会	11
文部科学省	1,181	参議院事務局	42	会計検査院	7
外務省	853	金融庁	34		

国の調達に係る契約種別

別添2

(単位: 件、億円)

府省庁名	競争契約				随意契約								合計						
	件数 (注1)		金額 (注1)		合計			競争性のある随意契約			競争性のない随意契約			件数	金額				
					件数	金額	割合	件数	金額	割合	件数	金額	割合						
内閣官房等	(令和4年度)	1,498	59%	1,077	59%	1,033	41%	756	41%	312	12%	165	9%	721	28%	591	32%	2,531	1,833
	(令和5年度)	1,422	60%	998	37%	942	40%	1,718	63%	275	12%	220	8%	667	28%	1,498	55%	2,364	2,716
	(令和6年度)	1,437	58%	1,153	39%	1,042	42%	1,830	61%	283	11%	200	7%	759	31%	1,630	55%	2,479	2,983
	(平成18年度)	1,115	40%	614	46%	1,691	60%	717	54%	585	21%	160	12%	1,106	39%	558	42%	2,806	1,331
宮内庁	(令和4年度)	213	66%	23	62%	111	34%	14	38%	35	11%	6	17%	76	23%	8	21%	324	37
	(令和5年度)	217	61%	45	43%	137	39%	59	57%	38	11%	52	50%	99	28%	7	7%	354	104
	(令和6年度)	241	64%	34	38%	138	36%	56	62%	33	9%	45	50%	105	28%	11	12%	379	90
	(平成18年度)	217	54%	18	35%	183	46%	33	65%	8	2%	1	2%	175	44%	32	63%	400	51
公正取引委員会	(令和4年度)	99	69%	4	62%	44	31%	3	38%	11	8%	0	3%	33	23%	2	35%	143	7
	(令和5年度)	104	66%	7	64%	53	34%	4	36%	13	8%	1	11%	40	25%	3	25%	157	10
	(令和6年度)	102	69%	5	52%	45	31%	5	48%	19	13%	1	13%	26	18%	4	34%	147	11
	(平成18年度)	32	41%	1	29%	47	59%	3	71%	3	4%	0	5%	44	56%	3	66%	79	5
警察庁	(令和4年度)	1,884	64%	509	72%	1,068	36%	203	28%	397	13%	78	11%	671	23%	125	18%	2,952	712
	(令和5年度)	1,988	60%	1,149	71%	1,324	40%	473	29%	515	16%	277	17%	809	24%	196	12%	3,312	1,622
	(令和6年度)	1,842	62%	391	65%	1,141	38%	209	35%	495	17%	91	15%	646	22%	118	20%	2,983	599
	(平成18年度)	1,325	40%	295	41%	1,982	60%	432	59%	156	5%	76	10%	1,826	55%	356	49%	3,307	727
個人情報保護委員会	(令和4年度)	41	75%	15	80%	14	25%	4	20%	5	9%	0	1%	9	16%	4	19%	55	18
	(令和5年度)	33	67%	4	46%	16	33%	5	54%	6	12%	1	12%	10	20%	4	42%	49	9
	(令和6年度)	43	77%	27	88%	13	23%	4	12%	4	7%	0	0%	9	16%	4	12%	56	31
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カジノ管理委員会	(令和4年度)	10	34%	1	22%	19	66%	5	78%	13	45%	1	14%	6	21%	4	64%	29	7
	(令和5年度)	9	30%	16	74%	21	70%	6	26%	15	50%	1	6%	6	20%	4	20%	30	22
	(令和6年度)	11	27%	3	10%	30	73%	24	90%	18	44%	4	16%	12	29%	19	74%	41	26
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融庁	(令和4年度)	75	38%	33	66%	123	62%	17	34%	66	33%	13	25%	57	29%	4	8%	198	50
	(令和5年度)	97	40%	15	40%	144	60%	22	60%	83	34%	18	48%	61	25%	4	12%	241	36
	(令和6年度)	110	45%	21	61%	133	55%	13	39%	69	28%	8	24%	64	26%	5	15%	243	34
	(平成18年度)	72	31%	13	25%	160	69%	39	75%	30	13%	9	17%	130	56%	30	58%	232	52
消費者庁	(令和4年度)	85	66%	6	50%	44	34%	6	50%	22	17%	4	34%	22	17%	2	16%	129	12
	(令和5年度)	133	72%	15	72%	52	28%	6	28%	14	8%	2	12%	38	21%	3	17%	185	21
	(令和6年度)	119	71%	11	69%	48	29%	5	31%	14	8%	3	16%	34	20%	3	16%	167	16
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
こども家庭庁	(令和4年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(令和5年度)	120	42%	76	79%	165	58%	20	21%	19	7%	6	6%	146	51%	14	15%	285	96
	(令和6年度)	140	45%	118	85%	174	55%	21	15%	29	9%	7	5%	145	46%	14	10%	314	139
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
デジタル庁	(令和4年度)	193	68%	528	71%	90	32%	214	29%	20	7%	26	4%	70	25%	187	25%	283	741
	(令和5年度)	150	39%	613	59%	235	61%	424	41%	126	33%	189	18%	109	28%	235	23%	385	1,037
	(令和6年度)	136	30%	820	46%	323	70%	968	54%	193	42%	754	42%	130	28%	214	12%	459	1,788
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
復興庁	(令和4年度)	55	25%	7	8%	161	75%	74	92%	30	14%	17	21%	131	61%	57	70%	216	81
	(令和5年度)	51	23%	7	9%	175	77%	66	91%	32	14%	14	19%	143	63%	52	71%	226	72
	(令和6年度)	54	22%	6	7%	191	78%	74	93%	23	9%	24	30%	168	69%	50	63%	245	80
	(平成18年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
総務省	(令和4年度)	998	61%	737	58%	639	39%	525	42%	470	29%	420	33%	169	10%	105	8%	1,637	1,262
	(令和5年度)	1,050	62%	696	51%	646	38%	657	49%	444	26%	329	24%	202	12%	327	24%	1,696	1,353
	(令和6年度)	1,027	63%	882	64%	602	37%	500	36%	384	24%	314	23%	218	13%	186	13%	1,629	1,382
	(平成18年度)	801	40%	184	27%	1,201	60%	497	73%	440	22%	168	25%	761	38%	329	48%	2,002	680

府省庁名		競争契約				随意契約								合計					
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計			競争性のある随意契約			競争性のない随意契約			件数	金額			
						件数	金額		件数	金額		件数	金額						
法務省	(令和4年度)	5,262	77%	1,117	69%	1,590	23%	514	31%	232	3%	53	3%	1,358	20%	460	28%	6,852	1,631
	(令和5年度)	5,293	75%	1,925	85%	1,758	25%	350	15%	277	4%	77	3%	1,481	21%	274	12%	7,051	2,276
	(令和6年度)	5,176	75%	1,951	78%	1,748	25%	556	22%	200	3%	80	3%	1,548	22%	475	19%	6,924	2,507
	(平成18年度)	3,275	46%	1,503	64%	3,789	54%	837	36%	266	4%	48	2%	3,523	50%	790	34%	7,064	2,340
外務省	(令和4年度)	302	29%	143	26%	728	71%	398	74%	153	15%	67	12%	575	56%	330	61%	1,030	540
	(令和5年度)	314	29%	106	17%	783	71%	500	83%	151	14%	129	21%	632	58%	371	61%	1,097	605
	(令和6年度)	365	32%	271	30%	778	68%	621	70%	148	13%	102	11%	630	55%	519	58%	1,143	892
	(平成18年度)	247	19%	30	12%	1,058	81%	227	88%	182	14%	18	7%	876	67%	209	81%	1,305	257
財務省	(令和4年度)	3,606	55%	892	56%	2,971	45%	699	44%	1,936	29%	282	18%	1,035	16%	417	26%	6,577	1,591
	(令和5年度)	3,628	56%	964	51%	2,889	44%	912	49%	2,004	31%	498	27%	885	14%	414	22%	6,517	1,876
	(令和6年度)	3,651	57%	1,727	64%	2,796	43%	974	36%	1,941	30%	522	19%	855	13%	452	17%	6,447	2,701
	(平成18年度)	4,513	59%	860	39%	3,187	41%	1,329	61%	486	6%	142	7%	2,701	35%	1,186	54%	7,700	2,189
文部科学省	(令和4年度)	504	19%	168	13%	2,105	81%	1,088	87%	1,603	61%	560	45%	502	19%	528	42%	2,609	1,256
	(令和5年度)	504	20%	175	15%	1,960	80%	966	85%	1,489	60%	454	40%	471	19%	512	45%	2,464	1,141
	(令和6年度)	566	23%	206	17%	1,862	77%	976	83%	1,403	58%	421	36%	459	19%	555	47%	2,428	1,182
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099
厚生労働省	(令和4年度)	4,646	58%	1,469	28%	3,397	42%	3,819	72%	430	5%	278	5%	2,967	37%	3,541	67%	8,043	5,287
	(令和5年度)	4,851	61%	3,140	46%	3,116	39%	3,700	54%	509	6%	1,187	17%	2,607	33%	2,513	37%	7,967	6,840
	(令和6年度)	5,040	64%	1,488	50%	2,824	36%	1,514	50%	385	5%	180	6%	2,439	31%	1,334	44%	7,864	3,003
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(令和4年度)	8,688	83%	6,906	92%	1,783	17%	602	8%	652	6%	218	3%	1,131	11%	384	5%	10,471	7,508
	(令和5年度)	8,307	81%	5,770	90%	1,899	19%	650	10%	685	7%	220	3%	1,214	12%	430	7%	10,206	6,420
	(令和6年度)	8,232	81%	5,807	89%	1,923	19%	686	11%	690	7%	254	4%	1,233	12%	432	7%	10,155	6,493
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(令和4年度)	1,000	55%	478	17%	803	45%	2,297	83%	374	21%	702	25%	429	24%	1,596	57%	1,803	2,775
	(令和5年度)	1,070	56%	526	13%	849	44%	3,510	87%	381	20%	1,242	31%	468	24%	2,268	56%	1,919	4,036
	(令和6年度)	1,166	60%	579	18%	779	40%	2,562	82%	333	17%	712	23%	446	23%	1,850	59%	1,945	3,140
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(令和4年度)	30,656	75%	28,148	78%	10,078	25%	7,768	22%	5,739	14%	5,719	16%	4,339	11%	2,049	6%	40,734	35,916
	(令和5年度)	30,386	74%	26,274	79%	10,859	26%	6,946	21%	5,695	14%	3,503	11%	5,164	13%	3,443	10%	41,245	33,220
	(令和6年度)	30,547	74%	26,425	76%	10,773	26%	8,184	24%	5,417	13%	2,864	8%	5,356	13%	5,320	15%	41,320	34,609
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	(令和4年度)	1,755	59%	1,047	61%	1,239	41%	679	39%	253	8%	209	12%	986	33%	470	27%	2,994	1,726
	(令和5年度)	1,750	59%	1,193	46%	1,197	41%	1,391	54%	243	8%	221	9%	954	32%	1,169	45%	2,947	2,583
	(令和6年度)	1,792	61%	1,065	40%	1,122	39%	1,572	60%	249	9%	204	8%	873	30%	1,367	52%	2,914	2,637
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(令和4年度)	30,298	57%	7,243	23%	22,526	43%	24,728	77%	13,238	25%	12,140	38%	9,288	18%	12,587	39%	52,824	31,971
	(令和5年度)	30,387	56%	13,351	16%	24,206	44%	70,308	84%	15,872	29%	36,736	44%	8,334	15%	33,572	40%	54,593	83,659
	(令和6年度)	41,650	61%	13,179	15%	26,937	39%	75,325	85%	17,969	26%	46,874	53%	8,968	13%	28,451	32%	68,587	88,504
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他 (注2)	(令和4年度)	1,725	61%	415	66%	1,089	39%	217	34%	227	8%	66	10%	862	31%	152	24%	2,814	633
	(令和5年度)	1,713	60%	426	64%	1,158	40%	237	36%	262	9%	68	10%	896	31%	169	25%	2,871	663
	(令和6年度)	1,694	61%	467	56%	1,099	39%	367	44%	219	8%	93	11%	880	32%	274	33%	2,793	834
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合計	(令和4年度)	93,593	64%	50,966	53%	51,655	36%	44,629	47%	26,218	18%	21,027	22%	25,437	18%	23,602	25%	145,248	95,595
	(令和5年度)	93,577	63%	57,492	38%	54,584	37%	92,927	62%	29,148	20%	45,445	30%	25,436	17%	47,483	32%	148,161	150,420
	(令和6年度)	105,141	65%	56,635	37%	56,521	35%	97,045	63%	30,518	19%	53,759	35%	26,003	16%	43,286	28%	161,662	153,680
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約等を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院 会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

注3 平成18年度は「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）が発出された年度

※令和7年9月末時点での各府省庁からの報告に基づいて内閣官房が作成

国の調達に係る応札状況

別添3

(単位: 件、億円)

府省庁名		一般競争契約								指名競争契約								競争契約に占める 一者応札割合 (A+C) / (B+D)		全契約に占める 一者応札割合 (A+C) / E)		全契約 (E)	
		1者 (A)		2者以上		合計 (B)		一者応札割合 (A / B)		1者 (C)		2者以上		合計 (D)		一者応札割合 (C / D)							
		件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
内閣官房等	(令和4年度)	565	430	773	594	1,338	1,024	42%	42%	29	9	131	44	160	53	18%	17%	40%	41%	23%	24%	2,531	1,833
	(令和5年度)	565	325	709	626	1,274	951	44%	34%	40	10	108	37	148	47	27%	21%	43%	34%	26%	12%	2,364	2,716
	(令和6年度)	581	487	735	626	1,316	1,114	44%	44%	30	7	91	32	121	39	25%	17%	43%	43%	25%	17%	2,479	2,983
宮内庁	(令和4年度)	6	1	149	16	155	17	4%	6%	-	-	58	6	58	6	0%	0%	3%	4%	2%	3%	324	37
	(令和5年度)	14	18	136	17	150	34	9%	52%	-	-	67	11	67	11	0%	0%	6%	39%	4%	17%	354	104
	(令和6年度)	15	1	152	21	167	23	9%	6%	-	-	74	11	74	11	0%	0%	6%	4%	4%	1%	379	90
公正取引委員会	(令和4年度)	18	2	81	2	99	4	18%	44%	-	-	-	-	-	-	-	-	18%	44%	13%	28%	143	7
	(令和5年度)	18	1	86	6	104	7	17%	14%	-	-	-	-	-	-	-	-	17%	14%	11%	9%	157	10
	(令和6年度)	13	1	89	5	102	5	13%	13%	-	-	-	-	-	-	-	-	13%	13%	9%	7%	147	11
警察庁	(令和4年度)	559	281	1,243	220	1,802	501	31%	56%	4	1	78	7	82	8	5%	12%	30%	55%	19%	40%	2,952	712
	(令和5年度)	635	495	1,266	557	1,901	1,053	33%	47%	2	0	85	96	87	96	2%	0%	32%	43%	19%	31%	3,312	1,622
	(令和6年度)	579	140	1,194	174	1,773	314	33%	44%	2	0	67	76	69	76	3%	0%	32%	36%	19%	23%	2,983	599
個人情報保護委員会	(令和4年度)	15	6	26	9	41	15	37%	41%	-	-	-	-	-	-	-	-	37%	41%	27%	33%	55	18
	(令和5年度)	12	2	21	3	33	4	36%	40%	-	-	-	-	-	-	-	-	36%	40%	24%	18%	49	9
	(令和6年度)	16	21	27	7	43	27	37%	76%	-	-	-	-	-	-	-	-	37%	76%	29%	67%	56	31
カジノ管理委員会	(令和4年度)	1	0	9	1	10	1	10%	22%	-	-	-	-	-	-	-	-	10%	22%	3%	5%	29	7
	(令和5年度)	3	15	6	1	9	16	33%	95%	-	-	-	-	-	-	-	-	33%	95%	10%	70%	30	22
	(令和6年度)	4	2	7	0	11	3	36%	84%	-	-	-	-	-	-	-	-	36%	84%	10%	9%	41	26
金融庁	(令和4年度)	34	12	41	22	75	33	45%	35%	-	-	-	-	-	-	-	-	45%	35%	17%	23%	198	50
	(令和5年度)	41	6	56	8	97	15	42%	43%	-	-	-	-	-	-	-	-	42%	43%	17%	17%	241	36
	(令和6年度)	48	9	62	12	110	21	44%	43%	-	-	-	-	-	-	-	-	44%	43%	20%	27%	243	34
消費者庁	(令和4年度)	31	2	54	4	85	6	36%	39%	-	-	-	-	-	-	-	-	36%	39%	24%	19%	129	12
	(令和5年度)	46	7	87	8	133	15	35%	49%	-	-	-	-	-	-	-	-	35%	49%	25%	35%	185	21
	(令和6年度)	25	4	94	7	119	11	21%	40%	-	-	-	-	-	-	-	-	21%	40%	15%	27%	167	16
こども家庭庁	(令和4年度)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(令和5年度)	42	47	78	29	120	76	35%	62%	-	-	-	-	-	-	-	-	35%	62%	15%	49%	285	96
	(令和6年度)	55	65	85	53	140	118	39%	55%	-	-	-	-	-	-	-	-	39%	55%	18%	47%	314	139
デジタル庁	(令和4年度)	92	338	101	190	193	528	48%	64%	-	-	-	-	-	-	-	-	48%	64%	33%	46%	283	741
	(令和5年度)	63	379	87	234	150	613	42%	62%	-	-	-	-	-	-	-	-	42%	62%	16%	37%	385	1,037
	(令和6年度)	48	428	88	393	136	820	35%	52%	-	-	-	-	-	-	-	-	35%	52%	10%	24%	459	1,788
復興庁	(令和4年度)	19	2	36	5	55	7	35%	32%	-	-	-	-	-	-	-	-	35%	32%	9%	3%	216	81
	(令和5年度)	24	3	27	4	51	7	47%	44%	-	-	-	-	-	-	-	-	47%	44%	11%	4%	226	72
	(令和6年度)	18	2	36	4	54	6	33%	32%	-	-	-	-	-	-	-	-	33%	32%	7%	2%	245	80
総務省	(令和4年度)	470	478	528	260	998	737	47%	65%	-	-	-	-	-	-	-	-	47%	65%	29%	38%	1,637	1,262
	(令和5年度)	464	364	586	332	1,050	696	44%	52%	-	-	-	-	-	-	-	-	44%	52%	27%	27%	1,696	1,353
	(令和6年度)	425	608	602	274	1,027	882	41%	69%	-	-	-	-	-	-	-	-	41%	69%	26%	44%	1,629	1,382
法務省	(令和4年度)	903	387	4,357	730	5,260	1,117	17%	35%	-	-	2	0	2	0	0%	0%	17%	35%	13%	24%	6,852	1,631
	(令和5年度)	1,037	1,335	4,256	590	5,293	1,925	20%	69%	-	-	-	-	-	-	-	-	20%	69%	15%	59%	7,051	2,276
	(令和6年度)	954	656	4,222	1,295	5,176	1,951	18%	34%	-	-	-	-	-	-	-	-	18%	34%	14%	26%	6,924	2,507
外務省	(令和4年度)	82	51	192	41	274	92	30%	55%	9	37	19	14	28	51	32%	72%	30%	61%	9%	16%	1,030	540
	(令和5年度)	92	51	190	43	282	94	33%	54%	13	10	19	1	32	11	41%	89%	33%	58%	10%	10%	1,097	605
	(令和6年度)	91	43	248	196	339	239	27%	18%	8	27	18	5	26	32	31%	85%	27%	26%	9%	8%	1,143	892

府省庁名		一般競争契約							指名競争契約							競争契約に占める 一者応札割合 ((A+C) / (B+D))		全契約に占める 一者応札割合 ((A+C) / E)		全契約 (E)			
		1者 (A)		2者以上		合計 (B)		一者応札割合 (A/B)	1者 (C)		2者以上		合計 (D)		一者応札割合 (C/D)								
件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
財務省	(令和4年度)	923	416	2,683	476	3,606	892	26%	47%	-	-	-	-	-	-	-	26%	47%	14%	26%	6,577	1,591	
	(令和5年度)	962	386	2,666	577	3,628	964	27%	40%	-	-	-	-	-	-	-	27%	40%	15%	21%	6,517	1,876	
	(令和6年度)	919	772	2,732	955	3,651	1,727	25%	45%	-	-	-	-	-	-	-	25%	45%	14%	29%	6,447	2,701	
文部科学省	(令和4年度)	250	118	254	50	504	168	50%	70%	-	-	-	-	-	-	-	50%	70%	10%	9%	2,609	1,256	
	(令和5年度)	241	108	263	68	504	175	48%	61%	-	-	-	-	-	-	-	48%	61%	10%	9%	2,464	1,141	
	(令和6年度)	251	115	315	91	566	206	44%	56%	-	-	-	-	-	-	-	44%	56%	10%	10%	2,428	1,182	
厚生労働省	(令和4年度)	1,730	812	2,916	656	4,646	1,469	37%	55%	-	-	-	-	-	-	-	37%	55%	22%	15%	8,043	5,287	
	(令和5年度)	1,806	2,463	3,045	677	4,851	3,140	37%	78%	-	-	-	-	-	-	-	37%	78%	23%	36%	7,967	6,840	
	(令和6年度)	1,669	951	3,371	537	5,040	1,488	33%	64%	-	-	-	-	-	-	-	33%	64%	21%	32%	7,864	3,003	
農林水産省	(令和4年度)	3,418	1,003	4,819	2,263	8,237	3,265	41%	31%	3	30	448	3,610	451	3,641	1%	39%	15%	33%	14%	10,471	7,508	
	(令和5年度)	3,277	1,032	4,625	2,096	7,902	3,128	41%	33%	2	1	403	2,642	405	2,643	0%	39%	18%	32%	16%	10,206	6,420	
	(令和6年度)	3,268	991	4,577	2,218	7,845	3,210	42%	31%	5	1	382	2,596	387	2,597	1%	40%	17%	32%	15%	10,155	6,493	
経済産業省	(令和4年度)	325	304	675	174	1,000	478	33%	64%	-	-	-	-	-	-	-	33%	64%	18%	11%	1,803	2,775	
	(令和5年度)	332	251	738	274	1,070	526	31%	48%	-	-	-	-	-	-	-	31%	48%	17%	6%	1,919	4,036	
	(令和6年度)	319	302	847	276	1,166	579	27%	52%	-	-	-	-	-	-	-	27%	52%	16%	10%	1,945	3,140	
国土交通省	(令和4年度)	10,755	8,026	13,655	17,975	24,410	26,001	44%	31%	703	315	5,543	1,833	6,246	2,148	11%	15%	37%	30%	28%	23%	40,734	35,916
	(令和5年度)	10,880	6,771	13,401	17,464	24,281	24,236	45%	28%	620	234	5,485	1,805	6,105	2,038	10%	11%	38%	27%	28%	21%	41,245	33,220
	(令和6年度)	11,204	7,726	13,637	16,812	24,841	24,538	45%	31%	605	250	5,101	1,637	5,706	1,887	11%	13%	39%	30%	29%	23%	41,320	34,609
環境省	(令和4年度)	1,142	502	553	536	1,695	1,037	67%	48%	26	6	34	3	60	9	43%	65%	67%	48%	39%	29%	2,994	1,726
	(令和5年度)	1,094	647	571	537	1,665	1,184	66%	55%	41	6	44	3	85	9	48%	65%	65%	55%	39%	25%	2,947	2,583
	(令和6年度)	1,162	530	560	526	1,722	1,056	67%	50%	36	6	34	3	70	9	51%	66%	67%	50%	41%	20%	2,914	2,637
防衛省	(令和4年度)	8,612	2,160	20,692	4,852	29,304	7,013	29%	31%	79	102	915	129	994	231	8%	44%	29%	31%	16%	7%	52,824	31,971
	(令和5年度)	11,088	5,726	18,074	7,341	29,162	13,067	38%	44%	42	6	1,183	279	1,225	284	3%	2%	37%	43%	20%	7%	54,593	83,659
	(令和6年度)	13,794	5,664	26,701	7,274	40,495	12,939	34%	44%	36	4	1,119	236	1,155	240	3%	2%	33%	43%	20%	6%	68,587	88,504
その他 (注2)	(令和4年度)	506	140	1,216	275	1,722	415	29%	34%	-	-	3	0	3	0	0%	0%	29%	34%	18%	22%	2,814	633
	(令和5年度)	542	194	1,169	232	1,711	426	32%	46%	-	-	2	0	2	0	0%	0%	32%	46%	19%	29%	2,871	663
	(令和6年度)	553	143	1,138	324	1,691	467	33%	31%	1	0	2	0	3	0	33%	75%	33%	31%	20%	17%	2,793	834
合 計	(令和4年度)	30,456	15,470	55,053	29,351	85,509	44,820	36%	35%	853	499	7,231	5,647	8,084	6,146	11%	8%	33%	31%	22%	17%	145,248	95,595
	(令和5年度)	33,278	20,628	52,143	31,724	85,421	52,352	39%	39%	760	266	7,396	4,874	8,156	5,141	9%	5%	36%	36%	23%	14%	148,161	150,420
	(令和6年度)	36,011	19,660	61,519	32,083	97,530	51,743	37%	38%	723	295	6,888	4,597	7,611	4,892	9%	6%	35%	35%	23%	13%	161,662	153,680

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約等を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

※令和7年9月末時点での各府省庁からの報告に基づいて内閣官房が作成

各府省庁における調達改善の主な取組（令和6年度）

各府省庁の自己評価に記載されている取組のうち、創意工夫が認められるなど主なもの

を記載している。

1. 競争入札の改善

【内閣官房等】

- 調達予定案件の事前公表（前年度に一者応札だった案件はその旨が分かるように記載）、十分な履行期間を確保した上で公表・公告期間の原則30日間以上確保、受注実績・資格要件の緩和等を行った結果、令和5年度に一者応札で、令和6年度も継続案件となった187件のうち、64件が複数者応札となった。

【宮内庁】

- 応札可能な事業者が限られる調達の競争性を高めるため、入札公告期間を12日間以上とするとともに、入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書の受領者が二者以下であった案件については、事業者に積極的に情報提供を実施した。その結果、令和5年度に一者応札であった案件のうち、6件が複数者応札となった。

【公正取引委員会】

- 入札不参加事業者に対して実施したヒアリングの結果等を踏まえ、履行期間や入札公告期間の確保に努めた結果、入札を実施した66件のうち59件が複数者応札となった。

【警察庁】

- 新規事業者への情報提供、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施等を行った結果、本庁で9件、地方で64件の一者応札が解消した。
- 17官署において、継続して一者応札となっている37件を対象に事前審査を実施し、一者応札となっている要因、参加可能事業者の調査、仕様要件及び入札参加資格要件等について検討し、一者応札の改善に向けた各種方策を講じた。
- 入札不参加事業者に対するアンケート調査を実施し、本庁においては73件のアンケートを回収し、一者応札の改善に活用した。地方においては、アンケート調査を14官署において実施するとともに、事業者への聞き取りを53官署において実施した。

【個人情報保護委員会】

- 一者応札となった 16 件を対象として、入札説明書等を取り寄せたものの応札しなかった事業者に意見聴取を行い、要因分析と今後の対応策についての検討を行った。
- 一者応札となった案件について、開札後にセルフチェックリストを用いて入札手続の妥当性等を確認した。
- 一者応札となった案件（情報システムに関する運用保守業務を含む。）について、仕様書及びスケジュールの見直し並びに事業者への積極的な情報提供を行うことにより複数者応札に改善した。
- 事業者への時間的な配慮を行うことにより、競争性を向上させ入札者数の増加を図るため、総合評価落札方式に係る調達実施の検討段階において、公告期間を 30 日間以上確保していることを事前に確認した。

【金融庁】

- 情報システムに関する調達について、参入の可能性があると見込んだ複数の事業者に、参入の妨げになる要件等がないか確認することを目的に、調達要件案等の内容に関する意見を聴取したところ、具体的な意見が得られたため、20 件において業務範囲等を明確化する調達仕様書の見直しを実施し、事業者の参入可能性を高めた。
- 今後も継続して発注することが見込まれる案件について、新規事業者に対して業務内容を丁寧に説明し、対応可能な事業者の開拓を行った。このような取組の結果、新規事業者と 11 件の契約締結に至った。

【消費者庁】

- 一者応札となった案件 15 件について、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に参加したものの応札しなかった事業者等へのヒアリングを実施し、次年度以降の改善策の検討に活用できる情報を収集した。

【デジタル庁】

- 情報システムに係る調達のうち、請負者が新たにシステムの開発や構築を行った全 30 件について、汎用的な製品等の調達を実施した。
- 情報システムに係る調達において、必要な公告期間の確保に努め、仕様書に引継ぎに関する項目を設ける等の工夫を行うことにより、複数の案件で受注事業者に変更があった。

【復興庁】

- 令和 5 年度に一者応札で、令和 6 年度も継続案件となった 11 件について、調達の前に会計担当職員によって構成される入札・契約手続審査委員会において改善策の審査を行い、仕様内容の見直しや公告期間の延長等を実施した結果、6 件が複数者応札となった。

【総務省】

- 予定経費 1,800 万円以上的一般調達案件で、総合評価落札方式、企画競争又は公募の場合において、公告期間を 20 日間以上確保した。
- 一者応札となった案件について、入札説明書を入手したが入札に参加しなかった事業者に対してアンケート等を実施して、その理由を把握・分析し、関係者間で共有するなど、改善策の検討等を行った。
- 会計課において年間の調達予定案件を把握し、進捗管理を行うことにより入札時期を早めるとともに、特に前年度一者応札であった案件については、公告期間や履行期間を長めに確保することや事業者への情報提供を行うことなどにより、応札可能性の向上を図っている。

【法務省】

- 調達改善の取組を推進するため、調達改善計画等の取組を他府省庁の取組事例も含め取りまとめた「調達改善の手引」を作成し、人事異動後に会計担当部署の職員へ配布するとともに省内の電子掲示板へ掲載し、省内全体で共有している。特に「調達改善に向けた審査・管理の充実」の項では、入札前、入札時、入札後の各段階における具体的な取組内容と説明、事例、根拠法令等を整理・記述し、実務担当者の利便性を高めた内容としている。

【外務省】

- 一者応札・応募となった案件を対象に、事業者へのヒアリング等を通じて要因を分析し、潜在的な事業者の発掘に努めたこと等により、競争性の確保を図った。その結果、34 件が複数者応札となった。
- 省内で統一的かつ効果的に一者応札・応募改善の取組を実施するため、「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用した。
- 新規事業者の発掘のため、前年度に引き続き同様の調達を予定している案件及び新規案件について、調達実施予定時期、前年度の契約額等を一覧にしてウェブサイトで公表した。

【財務省】

- 契約ごとに、民間事業者からの意見等の収集、反映及び発注情報の積極的な発信等が適切に行われているか事前に審査を実施した結果、162 件について一者応札が解消した。
- 入札等監視委員会の審議を受けた案件について、審議内容等の反映状況や講じた措置等を同委員会へ報告した。

【文部科学省】

- 全ての競争入札及び一者を採択する予定としている企画競争の案件について、手続を開始する際に「競争性の確保・向上のための改善チェックリスト」により、会計監査組織が点検を行った。
- 結果として一者応札等となった場合には、入札説明会に参加したが応札しなかった事業者等へのアンケート調査又はヒアリングを実施し、アンケート調査の回答 208 件を収集することなどにより、改善に向けた要因分析を行った。
- 契約監視委員会による個別審査の対象となった一者応札・応募案件等 17 件について、その要因分析及び対応策を取りまとめて公表するとともに、昨年度に一者応札・応募案件の検証を踏まえた成果について同委員会に報告する取組を行った。その結果、7 件が複数者応札となった。

【農林水産省】

- 会計担当職員により構成される入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札・応募であった案件 867 件について、応募要件や仕様書等の審査を実施し、競争性を確保するための改善策が反映されているかの確認等を行った。その結果、183 件が複数者応札・応募となり、透明性や競争性等の向上が図られた。
- 一者応札・応募となった 1,275 件について、入札に参加しなかった事業者へのアンケート調査等を実施して要因を分析し、次回の調達に向けての改善策を検討した。
- 外部有識者により構成される入札等監視委員会において、一者応札・応募等となった案件 301 件について、次回の調達に向けての改善策等についての審議を行い、透明性や競争性等に関する職員の意識の向上が図られた。

【経済産業省】

- ①入札前の自己チェック（前年度一者応札）、②契約前の自己チェック（一者応札、高落札率）、③調達後の第三者チェック（一者応札、高落札率、同一者連続）を主な内容とした「一般競争入札における一者応札問題の改善策について」（平成 24 年度に策定し、以降適宜改訂。）を活用することで、平成 23 年度には約 42% だった一者応札比率は令和 6 年度には約 27% となった。

【国土交通省】

- 事業者側の準備不足により一者応札となったと思われる案件について更なる準備期間の確保を行うなど、事前・事後検証を基に取組を行い、競争参加資格の拡大を行うなど一者応札改善に向け柔軟な取組を行った結果、令和 6 年度において 179 件について一者応札が改善して、比較可能な 27 件で計約 8,000 万円（▲0.8%）の削減効果があった。

【環境省】

- 令和 6 年度の契約において「一者応札」、「高落札率（90%以上）」及び「契約金額・落札率を問わず、「一者応札」が 2 か年度以上続いている全案件」であった 454 件について、入札公告に当たって一者応札改善のための契約前自己チェックを実施した。

【防衛省】

- 一者応札となった契約について、アンケート調査や事業者とのヒアリングを通じて、現状把握や要因を分析した。また、発注条件や仕様書を見直すことにより、一者応札の改善に努めている。
- 防衛装備品等の調達情報に関して、防衛装備庁内の掲示板に二次元コードを掲示し、容易に防衛省のウェブサイト上の調達情報にアクセスできるようにしている。

2. 隨意契約の改善

【内閣官房等】

- 隨意契約 533 件を対象に、見積根拠の精査等を実施し、このうち 240 件（本省分 228 件、地方支分部局分 12 件）について計 36 億 2,869 万円（本省分 36 億 948 万円（当初提示額の▲ 2 %）、地方支分部局分 1,921 万円（同▲ 8 %））の削減効果があった。契約内容や見積根拠の精査の経緯を価格交渉シートに記録して、情報共有を行った。また、価格交渉シートにおいては、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等を明示している。
- 複数年にわたり同一事業者による一者応札が継続し、一者応札の改善の取組を実施しても改善が見込めない案件について、監査アドバイザー等の意見も踏まえて慎重に検討の上、新たに 4 件を公募による随意契約に切り替えた。見積根拠の精査により 279 万円の削減効果があった。

【公正取引委員会】

- 物品購入（12 件）及び印刷製本（14 件）についてオープンカウンター方式による調達を実施し、うち 2 件は令和 5 年度までに受注のなかった事業者が契約者となった。

【警察庁】

- 公募を実施した随意契約について、見積根拠の精査を実施し、12 案件において契約金額が当初提示額より削減され、計約 5,067 万円が削減された。
- 地方支分部局全 119 官署のうち 112 官署において、オープンカウンター方式による調達を計 2,016 件実施した。

【金融庁】

- 公募の結果一者応募だった案件 24 件について、見積根拠の精査を実施し、5 件について減額に至った。

【消費者庁】

- 情報システム関連の随意契約のうち少額随意契約を含む 12 件について、PMO（消費者庁全体管理組織¹）審査を実施した。
- 隨意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約 26 件、企画競争による随意契約 3 件、公募による随意契約 4 件の審査を行い、企画競争による随意契約 1 件を一般競争入札に移行した。
- 競争性のない随意契約案件及び公募による随意契約案件について見積根拠の精査を実施し、4 件において当初提示額から計 765 万円（▲ 9 %）が削減された。

【復興庁】

- 毎月定期的に購入する消耗品等について、オープンカウンター方式による調達を 6 件実施し、全ての案件で複数者から見積書の提出があった。

¹ IT 施策に関する全体管理の機能を担う組織

【法務省】

- 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について、一般競争入札及びオープンカウンター方式による見積合わせを実施した。その結果、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な42件で、計約186万円(▲9%)の削減効果があった。

【外務省】

- 16件の汎用物品について、オープンカウンター方式による調達を実施した。

【財務省】

- 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施し、事務の効率化を図った(本省庁12品目、地方支分部局589品目)。

【文部科学省】

- 複数年にわたり一者応札・応募となっている案件のうち、今後も特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる案件について、契約監視委員会に諮り、随意契約事前確認公募に移行する取組を実施している。令和6年度は、23件について、同公募を実施し、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。見積根拠の精査により、計約2,770万円(▲1%)の削減効果があった。また、同公募を実施した案件について、公募期間以外でも新規参入者の発掘が可能になるよう、ウェブサイト上で調達内容等を恒常的に公表することとしている。

【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会での審査を経て、公募により調達を実施した4件(本省分)については、見積根拠の精査を行った上で、随意契約を締結した。見積根拠の精査を行った結果、約1億4,800万円の削減効果があった。

【農林水産省】

- 事務用品購入等において、オープンカウンター方式による少額随意契約の調達を1,017件行うとともに、メールマガジンによる調達情報の配信を実施した。

【経済産業省】

- 実施手続をまとめた会計課通達に基づき、公募(入札可能性調査)を実施し、特定の事業者だけが当該事業を実施し得ることが確認された67件について、見積根拠の精査を行った上で随意契約を締結した。
- 競争性と公平性の確保を図る観点から、少額随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式による調達を426件実施した。

【国土交通省】

- 競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を検討するとともに、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、理由を含め本省ウェブサイトで公表している。
- 競争性を向上させる観点から、会計法令で予定価格が少額随意契約可能とされている場合について、事務負担、地域性等に配慮しつつ、令和6年度はオープンカウンタ方式により、8,125件、約25億9千万円の調達を行った。

【防衛省】

- 随意契約によらざるを得ない調達について、各会計機関に設置された会議体において仕様書等を審査することで、適切な契約方式を確保した。
- 複数の官署において、オープンカウンター方式による調達を実施した。

3. 共同調達・一括調達の取組

【法務省】

- 地方支分部局等において、仕様の変更や調達単位の検討を行った上で、1,146 件の共同調達を実施した結果、前回契約との費用比較可能な 310 件で、計 7 億 9,332 万円（▲14%）の削減効果があった。

【財務省】

- 全ての財務局において、近隣官署とのネットワークを構築するとともに、物価・人件費の上昇など調達環境の変化に対応するため、地域性を踏まえた共同調達の改善や各地域における府省庁の枠組みを越えた実務担当者のノウハウの共有を行う共同調達に関する連絡会等を開催した。

【経済産業省】

- 本省（外局を含む。）において、事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省、財務省及び農林水産省と事務用消耗品等において共同調達を実施した。その結果、事務用消耗品の契約単価について平均で約 28%（共同調達実施前の平成 20 年度と比較）の削減効果があった。
- 全ての地方支分部局において共同調達を実施している。地方支分部局における共同調達品目の総数（延べ）は 47 品目、共同調達の相手方官署の総数（延べ）は 145 官署となった。

【国土交通省】

- 本省及び地方支分部局等の 39 部局において共同調達を行い、品目（施設・設備の維持管理・保守等）を拡大した部局があった。
- 本省及び地方支分部局等の 56 部局において一括調達を行い、品目（車両管理業務等）を拡大した部局があった。

4. 調達事務のデジタル化の取組

【内閣官房等】

- 政府電子調達システムの活用について、入札への参加方法は原則電子入札とし、紙入札にて来訪した事業者には入札終了後に政府電子調達システムを利用した電子入札手続の説明、リーフレットの配布等を行うことで、電子調達システムでの電子入札参加を促した。

【公正取引委員会】

- 本局において、紙入札の事業者へ理由書の提出を求める等の取組により、63件（95%）で電子応札があった。また、電子応札事業者へ電子契約を推進することにより、40件（63%）で電子契約を締結した。

【カジノ管理委員会】

- 入札については、原則、政府電子調達システムを活用した電子入札とし、入札説明書の交付等についても電子で行ったほか、紙入札を実施している事業者に対して勧奨を行い、調達事務のデジタル化を推進した。

【金融庁】

- 入札公告、入札説明書及びウェブサイトにおいて、政府電子調達システムを利用した入札手続を実施する旨を明記するとともに、入札等に際し提出を求める証明書等は、電子メール（PDF添付）による提出も可能である旨を明記した。

【消費者庁】

- 政府電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は100%（前年度100%）であり、電子応札件数100件（前年度93件）、電子契約35件（前年度22件）と増加しており、事業者の利便性の向上を図ることができた。

【デジタル庁】

- 入札説明書等に、原則、政府電子調達システムによる入札を行うことを明記するとともに、落札者に対して、電子契約の利用を働き掛けた結果、令和6年度に契約した入札案件全136件のうち、電子入札を128件（94%）実施し、そのうち、電子契約を86件（63%）で実施した。

【総務省】

- 入札・契約手続における政府電子調達システムの利用徹底に努めるとともに、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札及び電子契約に対応できない理由や同システムの利用可能目途等の確認を行った。電子入札率は83%、電子契約率は62%であった。

【法務省】

- ウェブサイト等により事業者へ周知した後、入札説明書等の窓口配布を原則廃止して、電子調達システム等で配布することにより、調達事務のデジタル化を図っている。

【外務省】

- 競争性の確保を継続するため、ウェブ会議アプリを利用した入札説明会を開催したところ、説明や質疑応答を、対面と遜色なく実施できた。

【財務省】

- 調達事務のデジタル化の取組（電子入札、電子契約等）について、財務省のウェブサイト等を活用して推進するとともに、部局ごとの実施状況を分析し、各種会議等の機会を通じて利用促進を図った。

【厚生労働省】

- 本省の主な調達部局に対して、電子応札事業者が落札した場合は電子契約を行うよう依頼し、電子入札率及び電子契約率の向上に向けて関係者との調整等を行った。

【農林水産省】

- 本省が主催する地方農政局等・施設等機関等会計課長等会議等により、政府電子調達システムの導入促進、事業者側へのシステム導入・電子契約利用に係る協力依頼、省内優良事例の共有を行った。

【経済産業省】

- 政府電子調達システムの利用促進を図るため、事業者に電子入札・電子契約のメリットを周知するなどして、積極的に事業者へ電子化を推奨した結果、令和5年度の電子契約件数は385件であったが、令和6年度は525件に増加した。

【国土交通省】

- 地方支分部局含め省内に電子入札及び電子契約の導入を積極的に行い、入札説明会をオンラインでも参加可能として、押印省略が可能な見積書等の微取を電子メールで行うなど調達事務のデジタル化の推進を図るための通知を行うとともに、紙での対応を希望する事業者に対しても積極的に声掛けを行い、令和6年度において26,040件（62%）の電子契約を締結した。

【環境省】

- 政府電子調達システムによる電子入札・電子契約の活用を省内に周知したほか、応札者や落札者に対して同システムの利用を推奨した結果、令和6年度において電子入札案件1,788件中1,460件で電子応札があった。また、少額随意契約を除いた全契約案件2,853件中1,121件で電子契約を行った。

5. その他の取組

【警察庁】
○ 本庁及び他府省庁で実施している調達改善に向けた取組等を地方支分部局の調達担当者に対して指導教養・情報発信し、調達改善の重要性についての理解を深めた。
【こども家庭庁】
○ 総合評価落札方式について、適正な評価が行われるよう、技術評価者の半数以上を外部有識者にするよう内規を整備している。評価者が見つからない場合には、他省庁にも協力を求めて選定している。
【デジタル庁】
○ 調達相談窓口の設置やベンダーロックイン防止チェックリストを活用した事前審査を行うとともに、高い技術力、企画力をより重視したプロポーザル型企画競争による調達に積極的に取り組んだ結果、競争性のある契約に占める一括応札の割合が319件中121件(38%)となった。
【外務省】
○ システム案件、事務機器借り入れ等43件について国庫債務負担行為を活用した。
【財務省】
○ クレジットカード決済を導入している25部局全てにおいて、クレジットカードの複数年利用を行い、事務の効率化を図ることができた。
【文部科学省】
○ スタートアップを含む技術力のある中小企業者等について、競争参加資格の等級に関わらず入札に参加できることを原則とし、入札公告前に会計監査組織が確認する体制とした。
【厚生労働省】
○ 調達担当職員の意識改革・能力の向上を図るため、令和6年5月に本省において契約に携わる全ての監督・検査職員に対する実務研修(eラーニング)を実施した。
【経済産業省】
○ 一定規模以上の情報システム調達について、省内外の専門家や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映させた。
○ 総合評価方式の一般競争入札で実施する事業については、競争参加資格を原則としてA～Dとしていることで、ベンチャー企業を含む幅広い入札が行われた。
○ 簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とするインターネット取引(クレジットカード決済)による調達を237件実施した。
【防衛省】
○ 輸送ヘリコプター(CH-47JA)、輸送ヘリコプター(CH-47J)等の一括調達について、長期契約を締結し、約984億円の縮減効果があった。
○ インターネット調達によるクレジットカード決済を活用した結果、図書の調達手続の簡素化により、1か月程度納期を早期化した。